

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 3年 6月 29日

島根県知事 殿



提出者

住 所 島根県出雲市斐川町上直江2308番地

氏 名 株式会社 出雲村田製作所

代表取締役社長 益田 喬

電話番号 0853-72-3330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 出雲村田製作所
事業場の所在地	出雲市斐川町上直江2308番地
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電機機械器具製造業
②事業の規模	非開示
③従業員数	4,865人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 2年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	別紙のとおり	t

(これまでに実施した取組)

別紙のとおり

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
排 出 量	別紙のとおり	t

(今後実施する予定の取組)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙のとおり

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

別紙のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	689.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	689.7 t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	0 t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり	2, 405. 8 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	2, 405. 8 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	2, 405. 8 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
	別紙のとおり		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	689. 7 t	
	(今後実施する予定の取組)		
—			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

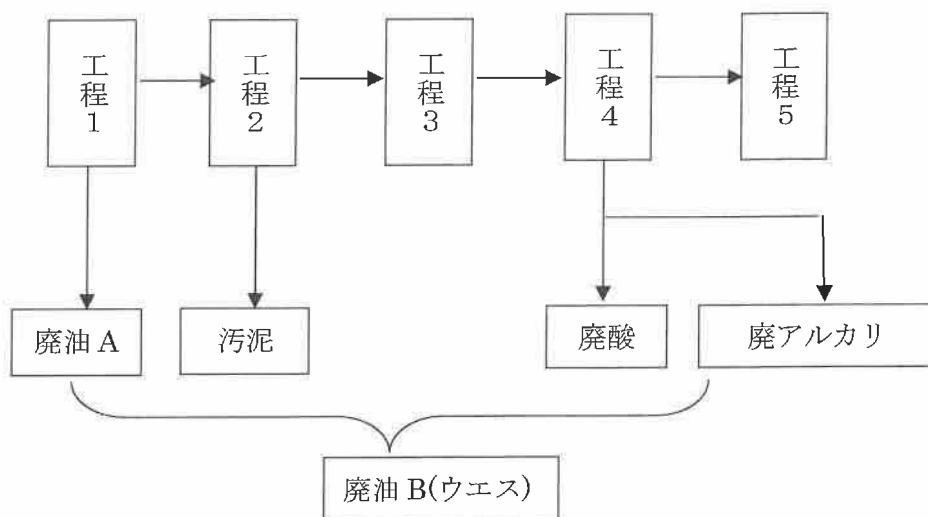
(特別管理産業廃棄物)

令和 3 年 6 月

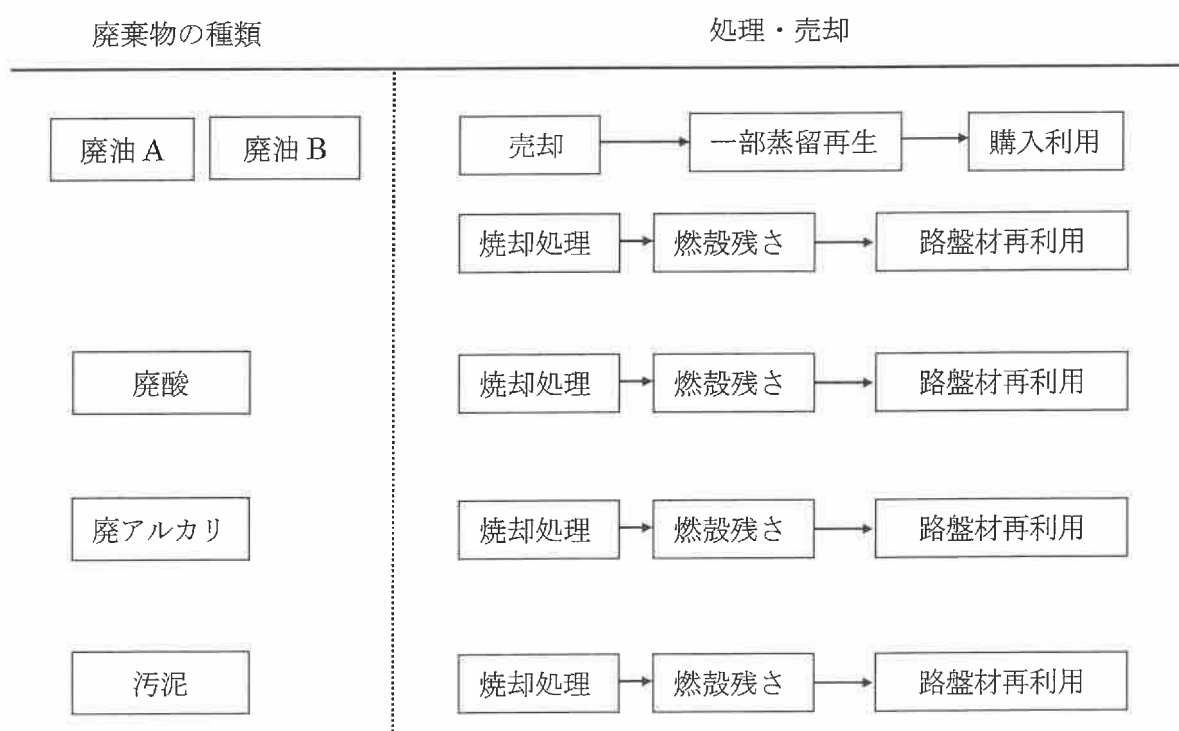
株式会社出雲村田製作所

1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

(1) 積層セラミックコンデンサの製造フロー

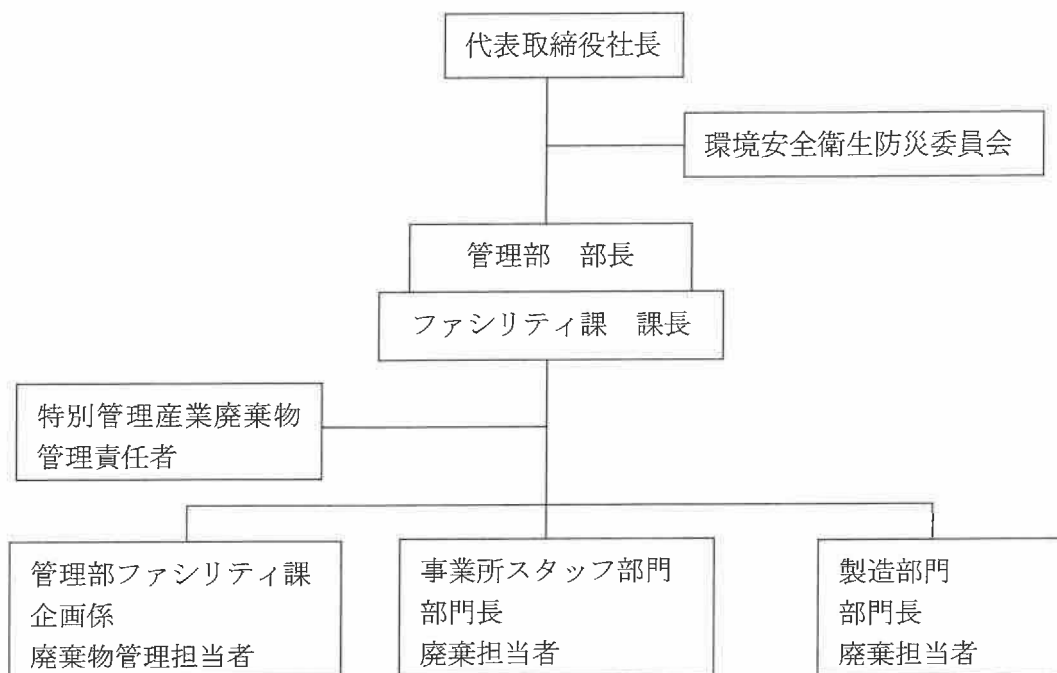


(2) 特別管理産業廃棄物の処理フロー



2. 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 管理体制図



(2) 責任者及び役割

責任者	役 割
代表取締役社長	①廃棄物処理方針の決定。 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の承認。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）を任命。 ④廃棄物に関する契約、届出、報告等の承認。
管理部 部長	①廃棄物処理方針の確認 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の確認。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）の人選の確認。 ④廃棄物に関する契約、届出・報告等の確認。 ⑤廃棄物処理に関する事項の関連部門への指導。 ⑥廃棄物処理に関する事項の事業所長の補佐
ファシリティ課 課長	①廃棄物処理方針の起案 ②廃棄物処理に関わる規定類の制定、改廃の起案。 ③法令が定める責任者（特別管理産業廃棄物管理責任者など）の人選、環境管理責任者及び事業所長への推選。 ④廃棄物に関する監督官庁への届出書・報告書の立案、届出・報告。 ⑤廃棄物の処理及び売却契約の締結の立案。 ⑥廃棄物管理に関する環境管理責任者の補佐。 ⑦従業員に対する教育、啓発
特別管理産業廃棄物 管理責任者	① 法令に従った特別管理産業廃棄物の適正な処理に関する業務の担当。 ② 法令に定める特別管理産業廃棄物の管理に関わる報告書等の作成、監督官庁への報告。 ③ マニフェストによる確認および処理現場視察により産業廃棄物の適正処理の監視。

3. 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

特別管理産業廃棄物の種類	令和2年度実績排出量	目標排出量	これまでに実施した取組	今後実施する予定の取組み
廃油	680.6 t	2,395 t	・揮発性廃油の有価売却	・揮発油拭き取りウエスのダウンサイジング
廃酸	8.9 t	10 t	・他事業所への工程移管	・検査の簡略化
廃アルカリ	0.2 t	0.8 t	・代替ワックス洗浄材の導入	・検査の簡略化
汚泥	0 t	0 t	・他事業所への工程移管	—
計	689.7 t	2,405.8 t		

4. 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

現状	工程毎に発生したものをそれぞれ分別保管する。
計画	同上

5. 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(1) 令和2年度実績

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	—	計
全処理委託量	680.6 t	8.9 t	0.2 t	0 t	689.7 t
優良認定処理業者への処理委託量	680.6 t	8.9 t	0.2 t	0 t	689.7 t
再生利用業者への処理委託量	680.6 t	8.9 t	0.2 t	0 t	689.7 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
これまでに実施した取組み	揮発油処理委託先の複数化				
	優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)				

(2) 目標

特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	汚泥	計
全処理委託量	2,395 t	10 t	0.8 t	0 t	2,405.8 t
優良認定処理業者への処理委託量	2,395 t	10 t	0.8 t	0 t	2,405.8 t
再生利用業者への処理委託量	2,395 t	10 t	0.8 t	0 t	2,405.8 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
今後実施する予定の取組み	優良認定処理業者への全量委託 (埋立ゼロの継続)				